

令和5年7月第134回内子町議会臨時会会議録（第1日）

- 招集年月日 令和5年7月7日（金）
○開会年月日 令和5年7月7日（金）
○招集場所 内子町議会議事堂
-

○出席議員（14名）

1番	城戸	司君	2番	塩川	まゆみ君
3番	関根	律之君	4番	向井	一富君
5番	久保	美博君	6番	森永	和夫君
7番	菊地	幸雄君	8番	泉	浩壽君
9番	大木	雄君	10番	山本	徹君
12番	下野	安彦君	13番	林	博君
14番	山崎	正史君	15番	寺岡	保君

○欠席議員（0名） なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

町長	小野植正久君	副町長	山岡敦君
総務課長	黒澤賢治君	住民課長	上山淳一君
保健福祉課長	久保宮賢次君	こども支援課長	山本勝利君
農林振興課長	大久保裕記君	政策調整班長	二宮大昌君
学校教育課長	亀岡秀俊君		

○出席した事務局職員の職氏名

事務局長 前野良二君 書記 本田紳太郎君

○議事日程（第10号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期決定の件及び議事日程通告
自 令和5年7月7日
会期 1日間
至 令和5年7月7日
日程第 3 招集あいさつ
日程第 4 議案第64号 第13号 令和5年度電子黒板購入に係る物品購入契約について
日程第 5 議案第65号 損害賠償の額の決定について
日程第 6 議案第66号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第5号）について

日程第 7 議案第67号 令和5年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第 8 議案第68号 令和5年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第8まで

午前10時00分 開会

○議会事務局長（前野良二君） ご起立願います。礼。ご着席ください。

○久保議長 ただ今から、令和5年7月第134回内子町議会臨時会を開会いたします。本臨時会には、地方自治法第121条第1項の規定により、町長、教育長の出席を求めています。また、説明員として出席通知のありました者は、副町長及び各課長、班長等の8名であります。これより、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（久保美博君）「日程第1 会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、2番、塩川まゆみ議員、3番、関根律之議員を指名します。

日程第 2 会期決定の件及び議事日程通告

○議長（久保美博君）「日程第2 会期決定の件及び議事日程通告」のうち、会期決定の件を議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は、去る6月30日に開催の議会運営委員会において本日1日限りとし、会議時間は議事終了時までとしております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君）ご異議なしと認めます。従って、会期は本日1日限りとし、閉会の時刻は議事終了時とすることに決定しました。

なお、本日の議事日程は、お手元に配布しております「議事日程 第10号」の通りであります。

日程第 3 招集あいさつ

○議長（久保美博君）「日程第3 招集あいさつ」を町長より受けることにします。

○町長（小野植正久君）議長。

○議長（久保美博君）小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 本日ここに、第134回令和5年7月内子町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私共に大変ご多忙中にもかかわらずご出席をいただき、誠にありがとうございます。

はじめに、先日、国民健康保険及び介護保険に関する「高額介護合算療養費」及び「高額医療合算介護サービス費」の過去3年間分と、国民健康保険に関する「高額療養費（外来年間合算分）」の過去2年間分について、対象者の方へ申請勧奨通知書を送付していなかったことにより、本来、支給すべき費用が支給漏れとなった事案が発生しましたことをご報告申し上げます。昨年度末より職員の不祥事や事務処理誤りが相次ぎ、職員の綱紀粛正と再発防止策を講じている中、またしてもこのような不祥事が発生したことにつきまして、町長として非常に重く受け止めております。町民の皆さま、並びに関係機関の皆さまに多大なるご迷惑と大変なご心配をおかけしましたこととお詫び申し上げます。今回の事案は、担当職員の単なる事務処理ミスではなく、職員相互間のチェック体制が機能していなかったために起こったものと考えています。今後このようなことが起きないように、業務チェックリストを作成し、職員一人ひとりが事務処理手順等の再確認を行い、再発防止に努めて参ります。このような中、先日、6月22日には、課長級職員を対象としたリスク管理研修を実施し、赤穂代表監査委員さんのご指導を受けたところです。今後は、各課長等が中心となり、内部統制の実効性を確実なものとする事で再発防止を図り、町民の信頼回復に努めて参る所存でございます。

さて、間もなく梅雨明けを迎える時期となりました。過去を振り返りますと、梅雨末期の大雨で甚大な被害が発生したケースもございます。町内におきましては、先日、6月30日から7月1日にかけて、総雨量200ミリを超える大雨を観測いたしました。大雨洪水警報に加え、土砂災害警戒情報が発表され、町内全域に避難指示を発令するとともに、消防団員全員に出動を要請し、災害対応にあたっていただきました。消防団や消防署、また、地元の皆さまに感謝申し上げます。おかげさまで、町内では側溝が詰まって水や土砂が道路に流れ出たり、土砂崩れや倒木による通行止めが発生したりしたものの、人的な被害は発生しませんでした。このような折、消防団におきましては、大雨の翌日の7月2日に町内一斉に機械器具点検を実施し、消防車両を含む全ての消防資機材等について、総点検を行ったところでございます。今後、起こり得る方が一の災害に対し迅速な対応ができるよう、各方面の体制を整えて参りたいと思います。

また、町内各地では、クリーン活動が実施されております。担い手が少なくなった地域がある中、美しい景観や風景を守るため、町民の皆さまが協力して取り組んでいただいておりますこと、この場をお借りしてお礼を申し上げます。美しい町並み、村並み、山並みは、ここで人が暮らし、手を加えることで守られ、また、つくられていますので、こういった地域コミュニティの力が美しい景観形成や景観維持に不可欠であることを改めて実感しているところでございます。これからも町民の皆さまと一緒に美しい風景をつくっていきたく

考えています。

さて、本臨時会に町長として提出いたします案件は、物品購入契約1件、先程申し上げました「国民健康保険制度及び介護保険制度における事務処理誤り」により発生する損害賠償の額の決定1件、その損害賠償の支払いに係る補正予算及びエネルギーや食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し支援を行うため、国が創設した「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を活用するための補正予算等の3件でございます。詳細につきましては、後ほどご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます、招集のご挨拶といたします。

○議長（久保美博君） 以上で、招集あいさつを終わります。

日程第 4 議案第64号 第13号 令和5年度電子黒板購入に係る物品購入契約について

○議長（久保美博君） これから、議事日程に従って提出議案の審議に入ります。「日程第4 議案第64号 第13号 令和5年度電子黒板購入に係る物品購入契約について」を議題とします。提出者の報告を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第64号 第13号 令和5年度電子黒板購入に係る物品購入契約」につきましては、6月28日に入札を執行し、仮契約を執行した物品購入契約について議会の議決を求めるものでございます。その内容につきましては、学校教育課長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますよう、お願いいたします。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（久保美博君） 亀岡学校教育課長。

〔亀岡秀俊学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（亀岡秀俊君） それでは、「議案第64号 第13号 令和5年度電子黒板購入に係る物品購入契約について」をご説明申し上げます。議案につきましては、議案書1の1ページ、説明資料は、議案説明資料3の1ページに概要を記載しております。

議案書1の1ページをご覧ください。提案の理由でございますが、学校におけるICT環境の充実を図ることを目的とし、6月28日に入札を執行し、決定した落札業者と仮契約を締結した購入契約について議会の議決を求めるものでございます。

契約の概要につきましては、議案説明資料3の1ページにてご説明させていただきます。議案説明資料3の1ページをご覧ください。

1. 契約の方法は、5社による指名競争入札となります。
2. 契約金額は1, 128万6, 000円で、落札率は97.9%となります。
3. 落札事業者、契約の相手方ですが、愛媛県今治市南大門町1丁目1番地の15、四国

通建株式会社、代表取締役、高木康弘となります。

4. 調達台数は27台で、各学校への配備台数は、こちらに示しております内訳の通りです。今回、各学校へ追加で配備することにより、全ての普通教室に配備いたします。併せて、特別教室等については、各校1台ではありますが配備できることとなります。電子黒板にはスタンドにキャスターがついており、移動が可能となっておりますので、特別教室間の移動、もしくは普通教室と特別教室、また会議室など、学校の実情に応じて移動しながら活用していただくこととなります。そして、適応指導教室「ふれあいルーム」にも、学校と同じ環境を提供するため1台配備いたします。

5. 機器の概要ですが、資料提示やGIGAスクール用端末からの画面共有等を行ったり、ホワイトボード機能によって画面に手書きで書き込み等、書いたり、消したり、拡大するなどが容易にできる機能を有するものでございます。また、他のクラスや学校との交流学习など、遠隔地の先生や学校と子どもたちが画面を共有でき、オンライン授業にも有効であり、活用方法は多岐にわたります。

6. 納期は、令和5年8月31日としており、夏休み中に配備いたします。

以上、「議案第64号 第13号 令和5年度電子黒板購入に係る物品購入契約について」の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上ご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（久保美博君） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

○13番（林博君） 議長。

○議長（久保美博君） 林博議員。

○13番（林博君） 電子黒板の追加購入ということで、学校現場からもこういう要望が上がっていると聞いておりましたので、望ましいことであろうと思うんですが、説明の中で特別教室にも対応するために各学校に1台ずつ、その分を購入するという説明だったんですが、各学校の構造が、特別教室の構造がちよっと全て私把握できてないので質問するんですが、各学校内で特別教室、黒板を移動する場合に、同じフロアであればキャスターがついておりますので問題ないと思うんですが、階が違う場合に、特別教室の、必要な教室に移動する場合、この電子黒板、重量がどの程度あって、何人で移動ができるものなのか質問をしたいと思います。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（久保美博君） 亀岡学校教育課長。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） カタログでのお答えになりますけれども、重量につきましては、スタンドと画面ですね、すべてセットで96.5kgとなっております。実際の移動なんですけれども、そのままくっつけたまま持ち運びと言いますか、転がさずに手で持ち運ぶとなりますと、やはり3人ぐらいは必要になるうかと思っております。

○13番（林博君） 議長。

○議長（久保美博君） 林博議員。

○13番(林博君) 学校によっては、階が違う特別教室への移動も想定しなければならないと思うんですが、今説明があったように大変重たい備品になるようです。学校によっては階を変えての移動というのは難しいのではないかと考えられるんですが、そこら困難な学校、施設は発生しないという捉え方で各学校1台ずつの特別教室対応という考え方でしょうか。質問をしたいと思います。

○学校教育課長(亀岡秀俊君) 議長。

○議長(久保美博君) 亀岡学校教育課長。

○学校教育課長(亀岡秀俊君) すべての学校が同じフロアでまとめているということはないというふうに認識しております。例えばですね、元々運ぶことが困難な場所に電子黒板を設置しておいて、それ以外の部分を、例えば、普通教室を特別教室の移動でカバーするだとか、そのようなことを今、想定しております、実際にその部屋ごとに台数全て揃うのがベストなんでしょうけども、やはり費用対効果のことも考えて、素早い対応を学校でしていただくことにしております。

○議長(久保美博君) 他、ありませんか。

○3番(関根律之君) 議長。

○議長(久保美博君) 関根律之議員。

○3番(関根律之君) 私も同じ質問をしようと思ってたんですけど、ちょっと理解が追いつかなかったの、それに関連した質問をします。特別支援学級というのがありますけれども、今おっしゃった特別教室というのは特別支援学級の教室ということではなくて、何か特別な教室、音楽室とか美術室とか、そういう部屋のことを総称して言っているという、そういう理解でよろしいんでしょうか。

○学校教育課長(亀岡秀俊君) 議長。

○議長(久保美博君) 亀岡学校教育課長。

○学校教育課長(亀岡秀俊君) 普通教室以外の総称で、そのような言い方をさせていただきました。

○3番(関根律之君) 議長。

○議長(久保美博君) 関根律之議員。

○3番(関根律之君) そうすると全員協議会でも、今回で、まあ昨年度も同様に電子黒板入れていますが、今回ので全ての要望があった教室に電子黒板が入ったことになったというふうに伺ったと思うんですけど、それで間違いないかということと、普通教室と特別支援学級のクラス、学級には全て電子黒板が導入されるという、そういう理解でよろしいでしょうか。

○学校教育課長(亀岡秀俊君) 議長。

○議長(久保美博君) 亀岡学校教育課長。

○学校教育課長(亀岡秀俊君) 学校からの要望のあった全ての教室、これは特別教室も含めてですけども、そちらに全て配備できるということではございません。普通教室を中心と

いたしまして、プラスアルファで1台程度配備することになったわけなんですけど、やはり移動も可能であるということで、柔軟に、学校現場では移動しながらの対応ということで、やっていただきたいと思います。普通教室につきましては、当然全ての数は揃えさせていただいたんですけど、特別支援学級のクラスもありますので、そういうものについては特別教室と同じ扱いで移動しながらの対応ということになります。

○議長（久保美博君） 他にありませんか。ありませんので、ここで質疑を終結します。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） これにて、討論を終結します。

これより、「議案第64号」の採決を行います。本案を原案の通り決することに、賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員であります。よって、本案は原案の通り可決されました。

日程第 5 議案第65号 損害賠償の額の決定について

○議長（久保美博君） 「日程第5 議案第65号 損害賠償の額の決定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第65号」につきましては、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決に付すべき町の損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものでございます。その内容につきましては、住民課長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますよう、よろしくお願いします。

○住民課長（上山淳一君） 議長。

○議長（久保美博君） 上山住民課長。

〔上山淳一住民課長登壇〕

○住民課長（上山淳一君） それでは、議案書1の2ページをお開きください。「議案第65号 損害賠償の額の決定について」ご説明申し上げます。

本案は、国民健康保険制度及び介護保険制度に係る高額介護合算療養費等の支給漏れに伴う損害賠償の額を定めるため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1の損害賠償の相手方ですが、内子町在住の男性76歳ほか48名です。

次に、2の損害賠償の要旨ですが、本年3月14日に、国民健康保険係担当者が過去の事務処理を参考にするため高額介護合算療養費等を確認したところ、平成29年度から令和元年度までの「高額介護合算療養費」及び「高額医療合算介護サービス費」と、平成30年

度から令和元年度までの「高額療養費（外来年間合算分）」につきまして、対象者の確認及び申請勧奨通知書の送付を怠ったため、申請手続きがなされず損害を与えたものです。これらの期間はすべて時効が成立しているため、支給相当額に遅延損害金を加え、損害賠償金として支払うものです。また、平成28年度と令和2年度の2年間において、対象者からの申請に基づき高額介護合算療養費を支給しましたが、高額医療合算介護サービス費の支給漏れにより損害を与えたため遅延損害金を支払うものです。

次に、3の損害賠償の額についてですが、258万7,427円でございます。詳細は議案等説明資料3によりご説明をさせていただきます。議案等説明資料の2ページをお開きください。表にありますNo.1の高額介護合算療養費につきましては、平成29年度から令和元年度の3年間で、対象者は16人です。支給相当額57万4,313円に年3%の遅延損害金3万7,626円を加えた61万1,939円が損害賠償額となります。次に、No.2の高額医療合算介護サービス費につきましては、平成29年度から令和元年度の3年間で、対象者は16人です。支給相当額103万7,137円に遅延損害金6万8,403円を加えた110万5,540円が損害賠償額となります。次に、No.3の高額療養費（外来年間合算）につきましては、平成30年度から令和元年度の2年間で、対象者は21人です。支給相当額80万2,081円に遅延損害金3万3,897円を加えた83万5,978円が損害賠償額となります。次に、No.4の高額医療合算介護サービス費ですが、平成28年度と令和2年度の2年間で、対象者は14人です。遅延損害金3万3,970円が損害賠償額となります。

今後、対象者にお詫びするとともに、損害賠償金を速やかに給付したいと考えております。また、このような事案が起きないようにチェック体制を強化し、再発防止に努めてまいります。

以上、「議案第65号 損害賠償の額の決定について」のご説明とさせていただきます。よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（久保美博君） これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） これにて質疑を終結します。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） これにて、討論を終結します。

「議案第65号」の採決を行います。本案を原案の通り決することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。よって、本案は原案の通り可決されました。

日程第 7 議案第 6 7 号 令和 5 年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について

日程第 8 議案第 6 8 号 令和 5 年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について

○議長（久保美博君）「日程第 6 議案第 6 6 号 令和 5 年度内子町一般会計補正予算（第 5 号）について」、「日程第 7 議案第 6 7 号 令和 5 年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について」、「日程第 8 議案第 6 8 号 令和 5 年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について」、以上 3 件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） それでは、「議案第 6 6 号 令和 5 年度内子町一般会計補正予算（第 5 号）について」、「議案第 6 7 号 令和 5 年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について」、「議案第 6 8 号 令和 5 年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について」、以上 3 件につきまして、一括でご説明申し上げます。

議案書 2、補正予算関係をお手元にご用意ください。議案書の 1 ページをお開きください。「令和 5 年度内子町一般会計補正予算（第 5 号）」の補正につきましては、歳入歳出それぞれ 1 億 8,019 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 111 億 4,336 万 9,000 円と定めるものでございます。前年度の 6 月補正後予算と比較して、9 億 1,793 万 9,000 円、9.0%の増額となっております。6 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書をお開きください。「一般会計補正予算（第 5 号）」の財源を示していますが、国・県支出金 8,086 万 7,000 円の増額、その他特定財源 9,674 万 3,000 円の増額、一般財源 258 万 8,000 円の増額となっております。国庫支出金としては、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施する地方公共団体の取り組みに、より重点的・効果的に活用される仕組みへと見直しを図りつつ、対策を一層強化するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」が増額・強化され、当町においては 7,896 万 8,000 円の交付限度額が通知されております。

詳細につきましては、歳入歳出事項別明細書において説明をさせていただきます。8 ページをお願いいたします。上段でございます。2 款 1 項 20 目諸費に「生活応援商品券給付事業」として 1 億 5,928 万 7,000 円を計上しております。本事業は、新型コロナウイルス感染症の長期化に加え、原油価格高騰や食料品、原材料等の物価上昇により影響を受けた町民の家計を支援するとともに、地域経済の一層の振興を図ることを目的として実施するもので、8 月 1 日の基準日において、内子町の住民基本台帳に登録されている世帯の世帯主に対して、住民一人あたり 1 万円相当の商品券を給付いたします。

続きまして、同ページ中段でございます。3款1項1目社会福祉総務費の18節交付金に「福祉施設等物価高騰対策支援給付金」として706万円を計上しております。コロナ禍において、物価高騰を受けながらも安定的なサービス提供を継続している福祉施設等に対し、物価高騰による影響の軽減を図るため、光熱水費、燃料費、食材費、資材費などの運営経費の一部を給付するものです。

次に、その下、27節繰出金及び8目介護保険費27節繰出金において、国民健康保険制度及び介護保険制度における「高額介護合算療養費」「高額医療合算介護サービス費」、国民健康保険制度における「高額療養費（外来年間合算分）」の対象者確認及び申請勧奨通知書の送付を怠ったため支給漏れとなっていた対象者に損害賠償金を支払うため、国民健康保険事業特別会計へ144万8,000円、介護保険事業特別会計へ114万円を計上しております。同ページ下段でございます。3款2項2目保育園費として「児童福祉施設物価高騰対策支援給付金」70万円を計上しております。コロナ禍における物価高騰により、光熱水費等の運営経費が増大した児童福祉施設の負担軽減を図ることを目的に、運営費増加分を補助するものであります。事業の対象は、町内の認可保育園、認可外保育園5施設で、1施設あたり14万円を給付するものです。

次に、9ページをお願いいたします。上段でございます。4款1項1目保健衛生総務費として「医療施設等物価高騰対策支援給付金」668万円を計上しております。コロナ禍において物価高騰を受けながらも安定的なサービス提供を継続している医療施設等に対し、物価高騰による影響の軽減を図るため、光熱水費、燃料費、食材費、資材費などの運営経費の一部を給付するものです。

同ページ下段でございます。6款1項10目畜産業費として「畜産配合飼料価格高騰対策支援事業給付金」388万3,000円を計上しております。コロナ禍において配合飼料価格高騰に苦しむ町内畜産農家の飼料コスト低減や収益確保の取り組みを支援することで、農家の自助努力を引き出し、配合飼料価格高騰下において経営継続を支援するものです。

続きまして、オレンジ色の仕切り、「議案第67号 令和5年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」につきましてご説明いたします。

1ページをお開きください。歳入歳出それぞれ144万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を21億671万1,000円と定めるものでございます。前年度の6月補正後予算と比較して4,788万5,000円、2.2%の減額となっております。補正内容としましては、国民健康保険制度における「高額介護合算療養費」「高額療養費（外来年間合算分）」の対象者確認及び申請勧奨通知書の送付を怠ったため、支給漏れとなっていた対象者に、遅延損害金を含め144万7,917円の損害賠償金を支払う予算を計上しております。

最後に、ピンク色の仕切り、「議案第68号 令和5年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」につきましてご説明致します。

1ページをお開きください。歳入歳出それぞれ114万円を追加し、歳入歳出予算の総額

を28億5,541万2,000円と定めるものでございます。前年度の6月補正後予算と比較して、1億986万2,000円、4.0%の増額となっております。補正内容として、介護保険制度における「高額医療合算介護サービス費」について、申請勧奨通知書の未送付などにより支給漏れとなっていた対象者に、遅延損害金を含め113万9,510円の損害賠償金を支払う予算を計上しております。

以上、「議案第66号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第5号）について」、「議案第67号 令和5年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」、「議案第68号 令和5年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」ご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（久保美博君） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。討論、採決は議案ごとに行います。

まず、「議案第66号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第5号）について」の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） これにて、討論を終結します。

これより、「議案第66号」の採決を行います。本案を原案の通り決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。よって、本案は原案の通り可決されました。

続いて、「議案第67号 令和5年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） これより「議案第67号」の採決を行います。本案を原案の通り決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員であります。よって、本案は原案の通り可決されました。

次に、「議案第68号 令和5年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） これにて、討論を終結します。

これより、「議案第68号」の採決を行います。本案を原案の通り決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員であります。よって、本案は原案の通り可決されました。

以上をもちまして、この臨時会に付議された案件の審議は全て終了しました。従って、本日の会議を閉じます。ここで、小野植町長、挨拶をお願いします。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 閉会にあたり、一言、お礼を申し上げます。慎重に審議をしていただき、全議案お認めいただきましたこと、心からお礼を申し上げたいと思います。審議の中でいただきましたご意見等を踏まえ、業務の主旨、目的に沿って適切に執行してまいります。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類へ移行して2ヶ月になります。コロナ禍前の日常が取り戻されてきたと実感している矢先、全国的にコロナ患者数が増加傾向にあり、特に沖縄県では、コロナ患者専用の病棟は満床というような報道がなされております。また、新型コロナ対策にあたり、政府分科会の尾身会長が「第9波が始まっている可能性がある。」と述べられるなど、心配をしているところでございます。今後のコロナ患者数の推移を注視したいと考えております。

これから夏本番を迎え、暑い日が続くことが予想されます。議員の皆様にはご自愛いただき、引き続き、町行政に対しまして、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（久保美博君） 以上をもって、令和5年7月第134回内子町議会臨時会を閉会します。

○議会事務局長（前野良二君） ご起立願います。礼。

午前 10時43分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

内子町議会議員

内子町議会議員

第134回臨時会付議事件名及び議決結果一覧表

1. 町長提出議案

番号	件名	提出 年月日	議決 年月日	議決結果
議案 64	第13号 令和5年度電子黒板購入に係る物品購入契約について	R5.7.7	R5.7.7	原案可決
議案 65	損害賠償の額の決定について	R5.7.7	R5.7.7	原案可決
議案 66	令和5年度内子町一般会計補正予算（第1号）について	R5.7.7	R5.7.7	原案可決
議案 67	令和5年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について	R5.7.7	R5.7.7	原案可決
議案 68	令和5年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について	R5.7.7	R5.7.7	原案可決